

過量・次々販売

例えば…

健康食品

ふとん類

浄水器

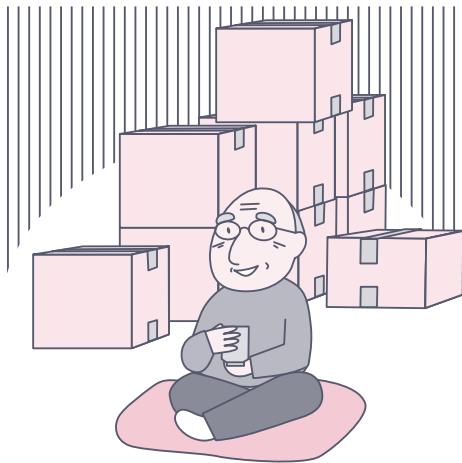
手口

- ◆日常生活ではあきらかに不必要なほどの大容量の商品を一度に、あるいは次々と何回にもわたって購入(契約)を迫ります。
- ◆一人暮らしや判断力が不十分な高齢者などを狙い、次から次へと強引に購入(契約)を迫ります。

高齢者の方へのアドバイス

本当に必要なものかよく考えましょう

- うその説明をしたり大げさな説明をすることがあります。販売員の話をそのまま信用しないで、しっかり調べるようにしましょう。
- 契約を迫られてもその場で契約しないで、迷ったら家族や周りの人にも相談しましょう。
- 不要ならキッパリ断りましょう



家族や周りの方へ 気づき見守りのポイント

使い切れない程の大量の健康食品を見つけた。 未開封のままのダンボール箱が積まれていた。

- 一人暮らしや高齢者世帯なのに、日常生活で使いきれないほどの大容量の商品を見つけた場合は過量販売となっている可能性があります。まずは事情を確認しましょう。
- 一度被害にあうと再度狙われる場合があります。注意して見守りましょう。
- 判断能力が衰えた様子がある場合は、成年後見制度(P7をご覧ください。)の利用を検討しましょう。

強引な訪問買取

例えば…

貴金属類

着物

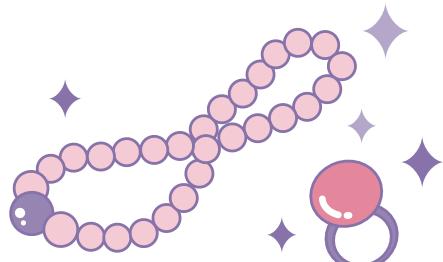
手口

「いらなくなつた着物はありませんか」「不用品ならなんでも買取ります」など、電話や訪問で勧誘してきます。警戒心を解くため女性が電話をかけ、油断したところを男性が訪問するというケースもあります。承諾すると強引に家に上がりこみ、本来の目的である「貴金属も買取りしますよ」と持ちかけて、相場より安く買取られてしまいます。被害にあうのは独り暮らしの女性が多く、密室で男性に強く買取りを迫られ恐怖を感じることも多いようです。

高齢者の方へのアドバイス

売りたくないときは、きっぱり断りましょう

1人で対応しないで、誰かに同席してもらいましょう



家族や周りの方へ 気づき見守りのポイント

元気がない様子の時は、事情を聴いてあげてください。

- 訪問買取についてもクーリング・オフが適用され、法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、無条件で取り戻すことができるようになりました。すぐに消費生活相談窓口(P8)に相談し、対処するようしましょう。